

平成 30 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 12 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	欠 席
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君	町民課福祉係長	長下 文隆 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 68 号 東彼杵町手話言語条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 73 号 東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 74 号 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 76 号 平成 30 年度東彼杵町一般会補正予算 (第 8 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 77 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 78 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 7 議案第 79 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 8 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

6 閉 会

開 会 (午前 9 時 29 分)

○議長(後城一雄君)

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議事に入ります前にお知らせいたします。町民課長が、身内の不幸のため欠席しますので、代わって長下福祉係長が出席しております。

前議会の時の吉永議員、橋村議員に対する回答の中で、訂正をやりたいという申し入れがございましたので、町長に答弁をお願いしたいと思います。町長。

○町長(渡邊悟君)

議案第 74 号で、6 日の本会議の中で、私の答弁につきまして一部修正を行わせていただきたいと思えます。

橋村議員、吉永議員から同じような質問がありまして、いつでも脱退できますという説明をしたんですけど、実際に、担当が事務局に問い合わせをしまして、脱退については地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定を受けまして連携協約の廃止になるかと思えますけども、協議については、関係自治体である東彼杵町と佐世保市の双方の議会の事前の議決が必要であることから、本町のみでの議会議決では協約廃止の手続きが成立しないとなります。

したがって、いつでも脱退できるという発言は不適當と思えますので、このことにつきましては撤回をさせていただきたいと思えます。

なお、改めて連携中枢都市圏形成についての補足説明を加えますけど、質疑の中で本町の将来的

な方針等に関わる内容で、県央地域との都市圏連携構想とか合併等の将来的な町の方向性などの議論もありましたけれど、連携中枢都市圏構想推進要綱の第 1、趣旨において、連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携をして、地域の実状に応じた行政サービスを提供するものであり、市町村合併を推進するものではないと明記されておりますので、付け加えておきます。以上でございます。

日程第 1 議案第 68 号 東彼杵町手話言語条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 68 号東彼杵町手話言語条例の制定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。それでは委員会審査報告書を朗読いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により、報告します。

記

1 付託された事件

議案第 68 号 東彼杵町手話言語条例の制定について

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後、関係課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。

今回の条例制定は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において手話が言語であると位置付けられたことを踏まえて制定するもので、全委員一致可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号東彼杵町手話言語条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 73 号 東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例 (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

日程第 2、議案第 73 号東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。それでは委員会審査報告書を朗読いたします。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 73 号 東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、12 月 7 日総務課長及び各関係課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本条例は、平成 28 年に国土交通省から選定された重点道の駅の整備を進める上で、本施設の用途を廃止する必要が生じたためである。

慎重に審査した結果、適正な条例措置と認め、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、農村婦人の家は、現在商工会事務所として使用されている点を考慮し、代替施設の確保に協力してほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

この報告の中に賛成多数ということではありますが、何対何で決まったのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

1人の方が反対という立場でありました。3対1です。

○——△——

了解。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第73号の討論を行います。

先ず始めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

ないようですので、これで議案第73号の討論を終わります。

これから、議案第73号東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例を採決します。

この表決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第73号東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第74号 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第3、議案第74号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により、報告します。

記

1 付託された事件

議案第 74 号 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後、関係課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の結果、「蓋を開けてみたら想像以上にメリットがなかった」との町長の意見があった。第 6 条の規定で、協議が決裂したときに脱会が容易にできない協約内容になっている。連携する事業の仕分けが鮮明でない等の意見があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

なお、加盟しても何らマイナスがないのでメリットを享受した方が良いとの賛成意見がありました。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 74 号の討論を行います。

委員長報告が否決でありますので、先ず始めに、原案に賛成者の発言を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

本案は、近隣の市町村と連携し、コンパクト化、ネットワーク化により人口減少、少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するのが目的でありますので、私は有効だと思って賛成いたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私は、この今回の佐世保市との連携には反対の立場で討論を行います。

まず、委員長の報告にあったように、協議会の決裂した時の脱会が容易にできない。更には連携する事業の仕分けが鮮明でないということで、こともさることながら、他にも、目的をもう一回熟読をさせていただいたんですが、この向上という文字が二つ入っているんです。向上とはどういうことか、現在の状況を満足せずによりすぐれたもの、より高いものを目指す努力をしなければならぬというのが向上の意味なんです。向上の上に向上と 2 回入っています、あとでよく読んでください、目的のところ。

それで、こういった不鮮明な仕分け、更には、本会議の中でも町長にお尋ねしましたが、重点事業の農水産物等の特産品販路拡大は、農協の団体が県央だから入っていないということですが、隣

の川棚町は入っていると。非常に、我々、今、特産物のお茶が受賞を、輝かしい受賞をしているこのタイミングにおいて、佐世保市と連携するのであれば、当然これは仕掛けていかなければならないということなのですが、これには参加していない。こういった我々が理解できないような仕分けがされております。更には、合併とは関係ないかもしれませんが、将来、県央、大村諫早等の広域圏等ができた場合、容易に脱退できないのであれば、そこの選択肢を残しておくべきということで、今回は西九州させば広域都市連携には、一旦保留をした方が良くということを判断しまして、今回は、これについては反対ということで述べさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

次に原案に賛成者の発言を許します。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

私も、当初は若干の疑問を持って受け止めておりました。進行していく中で、委員長の報告書、あるいは反対者の意見等々も一定の理解はできます。しかしながら、先ほど岡田議員が言われたように、これからの人口減少を鑑みた場合、その流れの中のひとつの施策であろうと思っております。ですから、これはやはり将来的なことを考えれば、若干の疑問があったとしても、小異を捨てて大同につく、そういった考えで今回は賛成ということにします。

○議長（後城一雄君）

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

ないようですので、これで議案第 74 号の討論を終わります。

これから、議案第 74 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第 74 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 74 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 76 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 76 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定

により、報告します。

記

1 付託された事件

議案第 76 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4036 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 49 億 6750 万円とするものであるが、学校跡地活用構想委託については疑義があるとの意見が多数あったことから、歳出における学校跡地活用構想委託料並びに歳入における特別交付税について、それぞれ 162 万円を減額とする補正予算修正案を委員会総意で提案したものである。修正案の採決結果は、全委員一致、可決すべきものと決定しました。また、修正部分を除く原案について採決を行い、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、減額修正理由の主なものは次のとおりである。

- ①現在通学している生徒や来年最後の卒業式を計画している PTA、保護者等の心情を鑑みると、この時期に廃校跡地活用構想を打ち出すのは、いささか時期尚早と思われる。
- ②廃校跡地活用について、学校関係者、OB、地元住民等との話し合いや説明会が全く行われていない時点での提案は、理解が得難く、根回しが不十分と思われる。
- ③地元住民の間には、老朽化がより進んでいる千綿小学校を、改修が終わった中学校に移転し、小学校跡地と千綿駅などを一体化して、千綿地区の活性化を望む声の一部あり、これらの意見も尊重考慮すべきと思われる。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論の順序は、委員長報告が修正でありますので、先ず始めに、原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で行います。

先ず始めに、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

次に、修正案賛成者の発言を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私は、今回、議案第76号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算、それぞれ歳入歳出162万円を減額修正することに賛成の立場で討論を行います。

まず、この発端というのが、町長からお聞きしましたら、構想をするような人が、高速道路を走っていたら千綿中学校が見えた。その人と思いがけず遭遇したんですね、それが発端となって、東京青山のデザイン事務所に訪れた。そして、千綿中学校の景観を生かす構想を練るための可能性を探るための補正予算ということで説明を受けましたが、この辺のところは、実は、町長が議案提案をされる時のお話、俗に言うしゃべりすぎです。私は、これがどうしてもこの修正案に導いた原因です。というのが、業者というのが、町長の構想が限られた形の構想をおそらく求められるでしょう。当然その業者というのは、今言った東京の青山の事務所が優先的かというと、過去にも山崎亮さん、写真家、徳野さんなどの事例があります。そういった事例が過去にもありました。今の財政管財課長はしっかりしていますので、そんなことはやらないと思います。が、やはり想定されるのが、そういう流れになるのではなかろうかと思っております。

構想とはということで辞書を引かせていただきました。構想とは、これからしようとするものごとについて、その内容、規模、実現方法などを考えて、骨組みをまとめることと書いてありました、構想とは、それに似た、企画があるんです。企画とは、ちょっとニュアンスが違います。企画とは、実現すべきものごとの内容を考え、その実現に向けて計画を立てることと書いてありました。いわば、企画は、ちょっと小規模な取り組み。構想とは、大規模な取り組みという捉え方だという形の中で解説がありました。

このような状況の中で、どうしても透かしてみると、委託先まで見えているのではないかということもあります。それと、今、委員長報告の①②③、こういった内容で、私は、今回については賛成ということで討論させていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

次に、原案及び修正案反対者、次に、原案賛成者、修正案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

ないようですので、これで議案第76号の討論を終わります。

これから、議案第76号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第78号 平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第79号 平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第5、議案第77号平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第6、議案第78号平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第79号平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。以上3議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第77号 平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

2 審査年月日

平成30年12月7日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、12月7日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4767万2000円とするものである。

歳出については、建設費に費用対効果分析委託料、ポンプ取替工事請負費107万2000円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金107万2000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 78 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、12 月 7 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1177 万 1000 円とするものである。

歳出については、建設費に設計業務委託費の減、中継ポンプ取替工事請負費の増で、77 万 1000 円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 77 万 1000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 79 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

平成 30 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、12 月 7 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 224 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3964 万 5000 円とするものである。

歳出については、人事異動及び給与改定、標準月額報酬の変動により、業務費等 63 万 2000 円が追加され、施設費の人件費 18 万 4000 円が減額されている。また、処理場圧力給水ポンプ取替の修繕費等 180 万 1000 円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金等 224 万 9000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては、安全管理に努めてほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 78 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 79 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 8、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成 30 年 第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前 10 時 4 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎

署名議員 吉永 秀俊